

地域建設業経営強化融資制度について

概要

中小・中堅建設企業が、公共工事等の発注者に対して有する工事請負代金債権を担保にして、事業協同組合等又は一定要件を備えた民間事業者から工事の出来高に応じて融資を受けられる制度です。

また、保証事業会社（東日本建設業保証（株）等）の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関からの融資を受けられる場合があります。

特徴

- 請負金額から前払金等を差し引いた金額の範囲内で融資を受けられます。
- 国からの助成金により融資制度利用企業の金利等の負担の軽減措置があります。

融資取扱い事業者

区 分	団 体 名 称	連 絡 先
事業協同組合	宮城県建設業協同組合 ※ 組合員のみ対象	022-263-1266
	外 35 団体	
民間事業者	(株) 建設経営サービス 宮城営業所	022-262-8622
	外 2 社	

制度の詳細

- [「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡の承諾に関する取扱要領](#)
- 一般社団法人建設業振興基金 ホームページ
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyouta.html>
- (株) 建設経営サービス ホームページ
<http://www.kks-21.com/financial/finance/index.html>